

平成22年金融商品取引法改正に係る政令・内閣府令等について

金融商品取引法等の一部を改正する法律
(22年5月12日成立・5月19日公布)

政令・内閣府令のポイント

(23年4月1日施行)

我が国金融システムの安定性・透明性の向上を図り、投資者等の保護を確保

店頭デリバティブ取引等の決済の安定性・透明性の向上

- 店頭デリバティブ取引等に関する清算機関の利用の義務付け
 - 清算機関に関する基盤強化
 - 外国清算機関のリンク参加・直接参加
 - 一定の店頭デリバティブ取引等に対する、清算機関の利用義務付け
- 取引情報保存・報告制度の創設
 - 金融商品取引業者等や清算機関に対し、取引情報の保存、当局への取引情報の提出を義務付ける制度を整備
 - 加えて、金融商品取引業者等は、自らに代わり、取引情報の収集・保存を行う機関(取引情報蓄積機関)による保存、当局への取引情報の提出を選択できる制度を整備

公布後1年以内
(23年4月1日)施行

公布後2年半
以内施行

- 国内清算機関の最低資本金を10億円に。
- 外国清算機関が我が国金融機関を相手方として、直接に、又は国内清算機関と連携して、清算業務を行うための免許又は認可に必要な経験年数を3年に。
- 外国清算機関が清算を行う取引のうち、我が国資本市場への影響が軽微な取引について、債務引受業に関する規制を適用除外。

グループ規制・監督の強化

- 証券会社の連結規制・監督の導入等
 - 証券会社の連結規制・監督の導入
 - ① 一定規模以上の証券会社
 - 当該業者に対する連結自己資本規制
 - 子会社に対する報告徴取・検査等
 - ② ①のうち、親会社と一体となって証券業務を行う証券会社
 - 親会社に対する連結自己資本規制
 - 親会社に対する行政処分を可能にする
 - 当該業者の親・子・兄弟会社に対する報告徴取・検査等
 - 主要株主規制の強化
 - ・ 金融商品取引業者(第一種・投資運用)の主要株主(20%以上の議決権保有)のうち、過半数の議決権を保有する者に対する業務改善命令を可能にする

公布後1年以内
(23年4月1日)施行

公布後2年
以内施行

【その他の主な改正事項】

ヘッジ・ファンド規制

- 外国投資信託を国内から直接設定・指図する運用形態を規制対象に。

地方公共団体に係る特定投資家制度の見直し

- 地方公共団体を、特定投資家へ移行可能な一般投資家(アマ)に分類変更。

デリバティブ取引に対する不招請勧誘規制等の見直し

- 個人向けの店頭デリバティブ取引全般について不招請勧誘を禁止。

不動産デリバティブ取引に対する規制の導入

- 不動産インデックス等のデリバティブ取引を業規制・行為規制の対象に。

証券取引等監視委員会による建議関係

- 事業型ファンド販売に係る契約締結前交付書面の記載事項を拡充。

その他投資者保護のための措置

- 金融商品取引業者全般に対する当局による破産手続開始の申立権の整備
- 信託業の免許取消し等の際の当局による新受託者選任等の申立権の整備
- 裁判所の差止命令に違反した場合の両罰規定の整備

公布日
(22年5月19日)施行

公布後20日後
(22年6月8日)施行